

高千穂町子育て支援センター 子育て用品貸出しに関する運用要綱

第1条（目的）

貸出しに関する運用要綱（以下「本要綱」という。）に基づき、高千穂町子育て支援センター（以下、支援センター」という。）は、子育て世代の負担軽減を図るため、子育て用品の貸出しを行うことにより、子育て世代への支援を行うとともにリサイクルの意識を高めることを目的とする。

また、自動車乗車中の被害軽減を図るため、チャイルドシート・ベビーシート・ジュニアシートの幼児用補助装置（以下、「チャイルドシート」という。）の貸出しを行うことにより、乳幼児に装着することの重要性を伝え、装着意識の高揚に努める。

2 借受対象者は、本要綱を誠実に遵守するものとする。

第2条（本要綱の範囲）

本要綱は借受者と支援センターとの間の貸出しに関する一切の關係に適用する。

2. 支援センターが、貸出しの円滑な運用を図るために、借受者に通知する利用に関する規定は本要綱の一部を構成するものとする。

第3条（借受対象者）

借受者は、以下の条件に該当するものとする。

- （1）西臼杵郡内（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）に居住している者
ただし、一時的に帰郷している者を含む

第4条（貸出し器材・台数）

チャイルドシート、ベビーベッド、ベビーカー、ベビーバス、ベビーラック、バウンサーなどの子育て用品。

2 原則として1世帯にそれぞれ1つまでとする。

第5条（貸出し期間）

貸出し期間は必要な期間及び1年のいずれか短い方とする。貸出し期間満了後、再度貸出しを希望する時は、次に貸出しを希望する方がいない場合にのみ1度だけ延長して借りることができる。（最長2年）

なお、貸出し条件に該当しなくなった時は、速やかに支援センターへその旨連絡し返却する。

その場合、貸出し期間中でも貸出しは終了する。

第6条（貸出し場所及び返却場所）

貸出し場所及び返却場所は、支援センターとする。

第7条（費用の負担）

借受費用は無償とする。

ただし、借受中に本体及び付属品の破損・汚損及び滅失した場合、原則、同等品の返却もしくは原状回復を求めるものとする。状況によっては、それに限らない場合もある。

第8条（貸出し申請等の手続き）

借受申込みは、予め電話で在庫を確認の上、別紙「子育て用品貸出し申請書兼借受書」（第1号様式）の提出、もしくは、予約の場合、所定事項の申告をおこなう。

第9条（貸出し器材の提供）

支援センターは、貸出し予定日に、借受者に子育て用品を貸出すものとする。

なお、貸出し予定日を経過しても、連絡なく受取りに来られない場合は、当該予約は取り消されたものとする。

2 借受者は、自身で貸出し品の正しい取付方法を確認して、正しく使用すること。

3 借受者は、善良なる管理者の注意義務をもって貸出し物品を管理すること。

また、第3者に譲渡、質入、転貸してはならない。

4 借受者は、ブランドやモデルを選択することはできない。

なお、貸出し時に残ある場合は、その中からの選択は可能とする。

第10条（事故等における貸出し者の責務）

貸出し品の使用中における交通事故及びその他の事故について、子育て支援センターはその責を一切負わない。

第11条（返却の手続き）

借受者は、事前に支援センターへ電話連絡した上で、貸出し期間満了日までに所定の場所へ返却すること。

2 万が一、本体及び付属品の破損・汚損及び滅失した場合は、速やかに支援センターへ連絡の上、第7条に定めるとおり行い、返却する。

3 借受者が連絡なしに貸出し期間を経過しても返却しない場合は、支援センターから連絡をする。その場合、連絡のつかない借受者については次回以降の貸出しを断る場合がある。

第12条（取扱時間）

取扱時間は、支援センター開所日の午前10時から午後3時までとする。

第13条（子育て用品レンタル品の補充、拡充等）

本事業の子育て用品のリサイクル（使用済者からの寄贈等）を促進するために、広報を積極的に行う。

附則

1 別紙

「子育て用品貸出し申請書兼借受書」 第1号様式（第8条関係）

2 この要綱は令和7年10月1日から実施する。